

令和7年度分市民税・県民税申告書
（事務所・事業所又は家屋敷に係る分）



令和 年 月 日 提出

佐 渡 市 長 様

納税義務者	現住所	〒											
	フリガナ						生年月日	大・昭・平		年	月	日	
	氏名												
	職業						電話番号	—		—			
	個人番号 （マイナンバー）												

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入に伴い、市民税・県民税の申告書について、個人番号の記載が必要となります。申告書を提出される際は、個人番号カードの写しを添付してください。

① 令和7年1月1日現在の住民票上の住所	1. 上記住所に同じ 2. 上記住所と異なる（下に住所を記入してください） （住所） 〒
② ①における令和7年度市区町村民税課税非課税の別 都道府県民税	どちらかに○をつけてください。 課税 ・ 非課税
③ 家屋敷等の種類	いずれかに○をつけてください。 事務所 ・ 事業所 ・ 家屋敷
④ 佐渡市内にお持ちの家屋敷等の所在地	佐渡市
⑤ 家屋敷等の使用状況 （令和7年1月1日現在） （※ ○は1つのみ）	① 管理を兼ね年幾度か居住している。（益・正月など） ② 家族が居住している。 （自己も自由に居住できる家屋敷等である。） 氏 名 続 柄 ③ 誰も居住せず空き家となっている。 （1に該当しないが家屋敷等は住める状態である。） ④ 家屋敷等は居住できる状態ではない。 理 由（家屋敷等の状態について詳しく記入してください。） ⑤ 人に貸している・所有権移転（売却等）した。 （自己が自由に居住できない家屋敷等である。） 相手方の氏名等 [年 月 日から] 賃貸 ・ 売却 （貸付や売却目的のため、不動産業者に登録してある場合を含む）

*** 留 意 事 項 ***

- （1）市区町村民税・都道府県民税は、本来住所地の市区町村で課税されるものですが、1月1日現在に住所を有していない場合も事務所・事業所・家屋敷（以下「事務所等」と言う。）を有している場合は、その事務所等のある市区町村で均等割が課税されます。（※課税されない場合もあります）
- （2）課税対象となる家屋敷とは、自分や家族が住むための独立した住宅やアパート（間借りは除く。）のことであり、実際に住んでいなくても、また、自分の所有でなくても、自由に出入りできるものであれば、これに該当します。ただし、自己所有のものであっても他人に貸し付けている住宅は課税対象にはなりません。